

平成31年度国民健康保険税率の決定について（今後のスケジュール）

改革後の国保財政のしくみ

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定、「標準保険料率」の提示や保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う等、国保運営について中心的な役割を担うこととなった。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を国保税を主な財源として都道府県に納付する。

税率の決定方法

（これまで）

洲本市が財政運営の責任主体であったため、市が保険給付費等を推計し、保険税率を決定。



（改革後）

将来的な保険料率の平準化を進めるため、兵庫県から市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「標準保険料率」が示され、これを参考に保険税率を決定。

平成31年度国民健康保険税率の決定について（今後のスケジュール）

平成30年度の税率

標準保険料率（3方式）			
	所得割	均等割	平等割
医療分	6.45%	25,987円	18,272円
支援分	2.56%	10,336円	7,268円
介護分	2.13%	11,109円	5,204円



平成30年度洲本市国保税率			
	所得割	均等割	平等割
医療分	7.00%	23,000円	22,500円
支援分	2.80%	9,300円	8,900円
介護分	2.30%	9,400円	6,500円

（参考）

・必要保険税額の比較

単位：円

	①必要保険税総額	標準保険料率		平成30年度税率	
		②調定額（軽減前）	差額（②-①）	③調定額（軽減前）	差額（③-①）
医療分	814,300,178	797,721,383	-16,578,795	819,948,476	5,648,298
支援分	323,024,591	311,592,967	-11,431,624	322,183,168	-841,423
介護分	109,349,695	107,862,938	-1,486,757	108,518,463	-831,232

・1人当たり調定額の比較

単位：円

	④平成29年度	⑤平成30年度	差額（⑤-④）
医療分	68,539	60,715	-7,824
支援分	21,631	23,773	2,142
介護分	24,182	24,634	452

平成31年度国民健康保険税率の決定について（今後のスケジュール）

今後のスケジュール

- 10月上旬 国より標準保険料率に係る仮係数の提示
- 11月中旬 県より標準保険料率の仮算定結果の提示
（市において仮算定結果を分析し、本算定結果の提示に備える）
- 12月中旬 国より標準保険料率に係る本係数の提示
- 1月上旬 県より標準保険料率の本算定結果の提示
（市において平成31年度税率（案）の作成）
- 1月下旬 平成30年度第2回国民健康保険運営協議会の開催
又は2月上旬 （平成31年度税率（案）について諮問・答申）
- 3月 税率改正に伴う条例改正
- 6月 市広報誌において平成31年度税率について広報
- 7月上旬 各世帯へ平成31年度国民健康保険税額の通知